

事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）  
の改定について

答申

令和4年（2022年）5月

鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会



## 1 改定の経緯

鎌倉市では、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指して、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、令和3年（2021年）6月に改定した第3次一般廃棄物処理基本計画において、基本方針1の「ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充」の中で事業系一般廃棄物の手数料の見直しを掲げています。

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理計画を策定し、事業系一般廃棄物を処理することとしており、鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例第28条の規定により、鎌倉市が事業系一般廃棄物を処理する場合の処理手数料を定めています。

鎌倉市ではこれまで、処理原価の変化、近隣市の処理手数料や家庭系一般廃棄物処理手数料との均衡、社会経済情勢などを考慮して、処理手数料の段階的な改定を行ってきました。

平成26年（2014年）10月の改定では、本審議会において事業系一般廃棄物を「植木剪定材」と「植木剪定材以外のもの」に分けて処理手数料を設定し、「植木剪定材」の処理手数料は処理原価相当である10kg当たり130円、「植木剪定材以外のもの」については処理原価のおおむね3分の2程度である10kg当たり210円を妥当とする答申を行いました。

平成30年（2018年）1月の改定では、本審議会において、「植木剪定材」については、処理原価と処理手数料に大きな乖離がないため金額を据え置き、「植木剪定材以外のもの」については処理原価のおおむね70%に当たる250円を妥当とする答申を行いました。

平成25年（2013年）4月に環境省が作成した「一般廃棄物有料化の手引き」では、事業系一般廃棄物について「廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めたすべての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。」とされています。

このような背景の中、事業者のごみ処理に伴う適正な財政負担を求めるために、まず、事業系一般廃棄物処理手数料のうち、処理原価が増額している「植木剪定材」の処理手数料の改定について審議したので答申を行うものです。

## 2 事業系一般廃棄物処理手数料（植木剪定材）の改定額

市の説明によると、植木剪定材の処理手数料は、平成 18 年（2006 年）10 月の改定から 10 kg 当たり 130 円で据え置いています。近年の鎌倉市における植木剪定材の処理原価は、平成 30 年度（2018 年度）には 10 kg 当たり約 160 円、令和元年度（2019 年度）には、10 kg 当たり約 170 円となっており、処理手数料との差は年々増加傾向にあります。

令和 2 年（2020 年）9 月からは、処理事業者の変更に伴い、令和 3 年（2021 年）8 月までの 1 年間の処理単価は 10 kg 当たり約 210 円となりました。

手数料改定に当たっては、処理原価の前提となる資源化手法の安定性及び他の自治体との比較による金額の妥当性等について確認する必要があります。

植木剪定材の資源化手法は、一般廃棄物処理基本計画に基づきチップ化し、バイオマス発電燃料とするほか、土壌改良材として一部を市民に還元するというもので、鎌倉市においては先駆的に取り組んできた経過があります。令和 2 年（2020 年）9 月に契約事業者の変更があったものの、変更後の事業者は自社のバイオマス発電施設を所有し、安定的に資源化処理を行っていることを確認しています。

県内市町村における植木剪定材処理手数料は表 1 のとおりであり、処理手数料の金額は、10 kg 当たり 130 円から 300 円まで様々です。鎌倉市と同様に植木剪定材の区分を有して金額設定を行っているのは、県内では 1 市のみで、処理手数料は、10 kg 当たり 300 円と本市と比べて高額ですが、これは焼却処理による経費をもとに金額設定しているものです。

また、鎌倉市と同様に資源化処理を行っている 23 市町村のうち、処理手数料の金額は、10 kg 当たり 150 円が 2 市、180 円が 1 町、200 円が 2 町、220 円が 2 市、240 円が 4 市町、250 円が 11 市町村、270 円が 1 市となっています。このうち、処理原価相当の処理手数料を設定している自治体は、180 円の 1 町と 200 円の 2 市となっています。

処理手数料は、各自治体がそれぞれの方法で算出しており、特に、植木剪定材の区分をしていない市町村は、事業系一般廃棄物の全品目を一体に捉えて金額設定を行っていることから、一概に比較することはできませんが、現状では、鎌倉市の手数料は、県内他市町村に比べて、非常に廉価となっています。

以上述べたとおり、植木剪定材の処理手数料が現在、処理原価と大きな乖離が生じていること、また、引き上げ後の処理手数料額も同じ広域ブロックの逗子市・葉山町をはじめ近隣市と比較しても非常に廉価であることを踏まえ、処理原価相当である 10 kg 当たり 210 円とすることが妥当であるとの結

論に至りました。

表1 県内市町村における事業系一般廃棄物処理手数料について(植木剪定材)

No.	自治体名	手数料	改定年月	植木区分	処理原価相当	処理方法	民間資源 化事業者 の活用
1	横浜市	130円	H. 13. 4		○	焼却	○
2	川崎市	150円	H. 29. 4		○	焼却	○
3	相模原市	260円	R. 2. 10		○	焼却	
4	横須賀市	150円	H. 21. 7			資源化	○
5	三浦市	150円	H. 24. 7			資源化	
6	鎌倉市	130円	H. 18. 10	有	○	資源化	
7	逗子市	250円	H. 28. 10			資源化	
8	葉山町	250円	H. 25. 10			資源化	
9	藤沢市	270円	H. 30. 10			資源化	○
10	茅ヶ崎市	240円	H. 29. 10			資源化	○
11	寒川町	240円	H. 29. 10			資源化	○
12	平塚市	280円	R. 2. 4		○	焼却	
13	大磯町	240円	R. 2. 4			資源化	○
14	二宮町	250円	H. 20. 10			資源化	○
15	秦野市	220円	H. 29. 3		○	資源化	○
16	伊勢原市	220円	H. 29. 3		○	資源化	○
17	大和市	200円	H. 15. 11		○	焼却	
18	海老名市	250円	H. 22. 7			焼却・資源化	○
19	座間市	250円	H. 25. 4			資源化	○
20	綾瀬市	250円	H. 25. 4			資源化	
21	厚木市	250円	H. 25. 4			資源化	○
22	愛川町	250円	H. 25. 4			資源化	
23	清川村	250円	H. 25. 4			資源化	
24	南足柄市	240円	H. 23. 4			資源化	○
25	中井町	250円	H. 26. 10			焼却	
26	大井町	250円	H. 26. 10			資源化	
27	松田町	250円	H. 26. 10			資源化	○
28	山北町	250円	R. 2. 11			焼却	○
29	開成町	250円	R. 2. 4			資源化	○
30	小田原市	300円	H. 13. 4	有		焼却	○
31	箱根町	180円	H. 29. 4		○	資源化	
32	真鶴町	200円	H. 20. 6			資源化	
33	湯河原町	200円	H. 20. 6			資源化	

手数料は 10キログラムあたりに換算

### 3 改定時期

改定に当たっては、条例の改正から事業者や市民に対して6ヵ月程度の十分な周知期間を考慮したうえで、実施することが望ましいと考えます。

### 4 改定に当たっての留意事項

#### (1) 廃棄物の流出入について

市の説明によると、処理手数料改定の基本的な考え方として、自治体間の料金差に基づく廃棄物の流出入が発生しないよう近隣自治体及び民間事業者の処理手数料のバランスにも配慮することが挙げられています。

この点については、環境省の一般廃棄物処理有料化の手引きにおいて、「近隣市町村の料金水準と大きな差がある場合には、自治体間の廃棄物の流入・流出が懸念されるため、差をつける場合には、それらの対策について検討しておく必要があると考えられる。」とされているところですが、鎌倉市においては、現時点では他自治体からの流入は推測の域を出ないことから、市は実態把握に努め、搬入事業者の虚偽の手続を防止するための方策を講じる必要があると考えます。

#### (2) 民間事業者を活用した資源化について

植木剪定材の処理については資源化を推進すべきものであり、県内の他自治体においても、民間事業者を活用して資源化している事例が見受けられます。

専門の事業者による資源化処理は、スケールメリットを得られやすく、安価に処理できる可能性があることから、処理手数料の引き上げによる事業者の負担を考慮すると、庭園等の所有者や剪定事業者等の排出事業者が処理方法として適切な資源化先を選択できるよう具体的な資源化事業者情報を提供することも必要と考えます。

なお、その場合には、廃棄物処理法第6条に基づき一般廃棄物処理計画へ位置付けるとともに、現状ではそうした民間事業者が市外にあることから、同法施行令第4条第9号ロに基づき関係市町村への事前通知等の必要な手続に留意してください。

以上